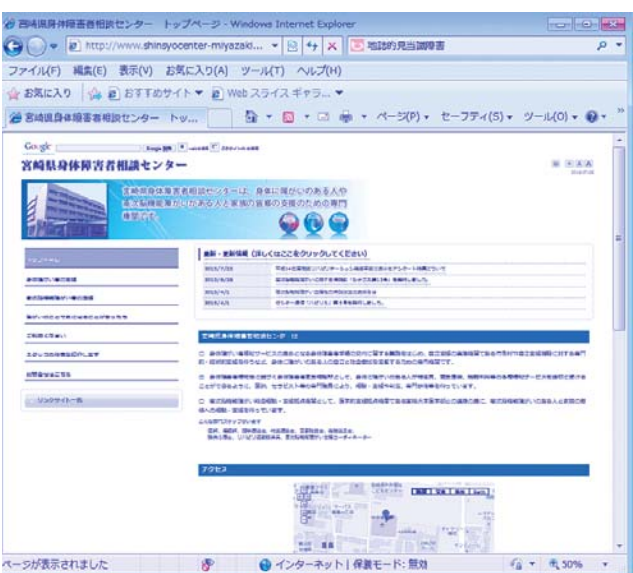


身体障害者手帳所持者各種相談窓口

◎障がい者110番	(さまざまな悩みの相談)	・ 0985-26-3040
◎障がい者差別相談窓口	(差別に関する相談)	・ 0985-23-3388
◎障害者就業・生活支援センター	(就職・雇用に関する相談)	
・ 宮崎 0985-63-1337	・ 都城 0986-22-9991	・ 小林 0984-22-2539
・ 日向 0982-57-3007	・ 延岡 0982-20-5283	・ 高鍋 0983-32-0035
・ 日南 0987-22-2786		
◎障がい者権利擁護センター	(虐待、権利擁護の相談)	・ 0985-26-7670
◎高齢者・障がい者電話相談	(法律相談 金曜 10:00～12:00)	・ 0985-23-6112
◎視覚障害者センター	(視覚障がいに関する相談)	・ 0985-22-5670
◎聴覚障害者センター	(聴覚障がいに関する相談)	・ 0985-38-8733
◎身体障害者相談センター	(高次脳機能障がいに関する相談)	・ 0985-29-2556
◎思いやり駐車場利用証の発行		・ 市町村、保健所、こどもセンター 各窓口等
◎ヘルプマーク・ヘルプカードの発行		・ 市町村 各窓口等

身体障害者相談センターのホームページのご案内



当センターでは、ホームページで以下のような情報を提供しています。

(主な内容)

- ・ 身体障害者手帳について
- ・ 補装具について
- ・ 更生医療について
- ・ 高次脳機能障がい者の支援 など

URLは <http://www.shinsyocenter-miyazaki.com> です。是非ご覧ください。

身障センター 宮崎

ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター
 (高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)
 〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2
 TEL : (0985) 29-2556 (代)
 FAX : (0985) 31-3553
<http://www.shinsyocenter-miyazaki.com>

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び)+habilis(適した、ふさわしい)+(状態にする)から採ったものです。

目次

- 「リハビリテーション訪問相談」について
- 「補装具(整形外科)定例・巡回判定」「高次脳機能障害相談」について
- 「補装具の申請と判定」「聴こえとことばの相談」について
- 「身体障がい各種相談窓口」「ホームページの紹介」について

リハビリテーション訪問相談のご案内

「どのような装具や車椅子が本人に合っているか分からない」「入所者のリハビリをどのようにすれば良いか分からない」などの御相談をお受けしています。具体的には、当センターのリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士)が施設や御自宅などを訪問し、障がい者御本人や御家族、施設職員など支援に携わる方に対して、補装具に関する相談に応じたり、リハビリに関する技術的助言などを行います。御希望の方は、下記によりお申込みください。

対象：身体障害者手帳をお持ちの方。ただし、医療保険や介護保険を利用してリハビリテーションを受けられている方を除く。
日時：平日(午前10時～午後3時)の2時間程度。
申込み：申込書に必要事項を明記し、FAXで申し込んでください。

申込書の入手方法

- ①当センターのホームページの「障がいのことで気になることがあったら」をクリック
- ②【リハビリテーション訪問相談】のページにある「申込書ダウンロード(pdf)」

相談に対する助言の例



車椅子が合っていない方に、座り方が改善するような車椅子やクッションを助言しました。



運動量が少ない方に、お一人でも取り組める簡単な体操を助言しました。



施設の職員に向けて、関節の動かし方に関する講義と実技を行いました。

令和2年度 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定の日程

当センターでは、障害者総合支援法による補装具支給の判定を行っています。
判定を御希望の方は、事前にお住まいの市町村障がい福祉担当窓口へ申請してください。
対 象：整形外科関係の補装具(義肢・装具・座位保持装置・オーダーメイド車椅子など)
会 場：宮崎県身体障害者相談センター(宮崎市霧島1丁目1番2号 宮崎県総合保健センター内)

4月： 8日・15日・22日	8月： 5日・19日・26日	12月： 2日・ 9日・23日
5月：13日・20日・27日	9月： 9日・16日・30日	1月： 6日・13日・27日
6月： 3日・17日・24日	10月： 7日・14日・28日	2月： 3日・10日・24日
7月： 1日・15日・29日	11月： 4日・11日・18日	3月： 3日・17日・24日

また、当センターでの判定のほか県内5市で巡回判定を下記日程で行っています。

■日南市巡回判定

令和2年	6月 12日	金	日南市 (日南保健所)
	11月 27日		
令和3年	3月 5日		

■小林市巡回判定

令和2年	5月 22日	金	小林市 (小林保健所)
	9月 11日		
令和3年	1月 15日		

■都城市巡回判定

令和2年	4月 17日	金	都城市 (都城保健所)
	6月 26日		
	8月 28日		
	10月 9日		
令和3年	12月 11日		
	2月 5日		
	3月 19日		

■日向市巡回判定

令和2年	4月 10日	金	日向市 (日向保健所)
	10月 23日		
令和3年	2月 19日		

■延岡市巡回判定

令和2年	5月 19日	火	延岡市 (県立延岡病院 (延岡保健所))
	7月 14日		
	10月 13日		
	12月 1日		
令和3年	3月 9日		

判定に関するお問い合わせは、
「当センターまたはお住まいの市町村
障がい福祉担当窓口」
にお願いします。



高次脳機能障害の相談窓口を開設しています

事故や脳の病気(脳出血、脳梗塞、脳炎など)の後から以下のような症状で生活に支障が生じている場合、脳の損傷による障がい(高次脳機能障害)が考えられます。

お心当たりの方は、当センターにご相談ください。

注 意 力 の 低 下	仕事などでミスが多い。注意や集中力が続かない。など
記 憶 力 の 低 下	約束を忘れる。新しいことが覚えられない。など
遂 行 力 の 低 下	物事を段取り良くできない。時間どおりにできない。など
感情抑制の低下	急に怒り出す、泣き出す。頑固にこだわる。など

面接相談

原則 火曜日 9時30分～12時
水曜日 9時30分～15時

電話相談

☎0985-29-2556
月曜日～金曜日 9時～15時30分

※土・日・祝日は対応しておりません。※詳しくは、ホームページやリーフレットをご覧ください。

補装具の申請と判定について

1. 補装具とは、失われた身体機能を補完、代替えして使用される用具のことです。

例えば、聴力に障がいのある方が補聴器を使用したり、下肢に障がいのある方が車椅子や下肢装具を使用することで失われた機能を補うための用具を意味します。補装具は、他にも多くの種類があります。

2. 補装具の申請と判定

- 補装具の支給を受けるには、お住まいの市町村への申請が必要です。
- 既製品の車椅子、杖、歩行器などは、市町村の判断で支給されますが、義足や義手、下肢装具、座位保持装置など身体状況に合わせるものは、当センターで直接判定を行った後に支給されます。なお、補聴器やオーダーメイド車椅子につきましては、書面判定を中心に行っています。
- 電動車椅子の判定では、来所判定時に操作テストを実施することになっています。

3. 申請にあたっての注意事項

- 申請手続をされる前に補装具の要望や型式等について、製作者やかかりつけの医療機関などに相談することをおすすめします。
- 判定後に補装具型式の変更や作り換えはできませんので十分に留意してください。
- 申請できる補装具の名称や型式は、全て厚生労働省で定められたものになります。
- 治療用装具は医療保険で製作することになります。
- 介護保険や労働災害保険などに該当する場合はそれぞれの保険で製作することになります。



補装具判定の様子

4. 判定を受ける場合の注意事項

- 来所での判定を受けられる方は、必ず使用している補装具と身体障害者手帳を持参してください。また、必ず市町村障がい福祉担当課から案内があった日時に来所して下さい。
- 判定後に再度、出来上がりの状態や使用状況の確認(適合判定)を実施することになっています。

ひだまり 聴こえとことばの相談

- 相談の日時 毎週火曜日 午後1時～午後4時
※検査・相談の時間は約1時間ほどです。
※業務の都合等で日時が変更になることがあります。
- 場 所 宮崎県身体障害者相談センター
宮崎県総合保健センター 5階(聴覚相談室・検査室)
*心理検査室・言語相談室は1階です。
- 対 象 者 乳幼児から大人まで
- 内 容 聴力検査・発達検査・言語評価、指導など
(耳鼻科医師・看護師・臨床心理士・言語聴覚士が相談・検査に応じます。)
※料金は無料です。※予約制です。事前にご連絡下さい。

